

令和 5 年度
那覇市長賞選定・販売促進事業
企画提案募集要項

令和 5 年 7 月 26 日

那覇市経済観光部

商工農水課商工振興グループ

1 募集概要

(1) 事業の名称

「令和5年度那覇市長賞選定・販売促進事業」（以下「本事業」という。）

(2) 事業目的

市内事業者が開発した商品の中から優良な商品を選定し、那覇市長賞を授与することで、事業者の新商品開発及び販売の意欲喚起を図る。併せて、那覇市長賞の認知度向上を図ることで、特産品のブランド力を高め、本市特産品の消費促進及び販路開拓につなげる。

令和5年度は公募時に市民による推薦も可能とし、潜在的な優良商品の掘り起こしによる事業効果の拡大を目指す。

(3) 業務内容

別紙1「令和5年度那覇市長賞選定・販売促進事業仕様書」のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和6年2月29日までとする。

(5) 受託者選定方法

本件は、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を決定するものとする。

(6) 見積上限額

2,400,000円（消費税及び地方消費税込み）

(7) 募集等の主なスケジュール

- | | |
|-------------------|-------------------|
| ① 公募開始 | 令和5年7月26日(水) |
| ② 質問受付期間 | 公募開始日～8月2日(水)午後3時 |
| ③ 質問に対する回答 | 8月7日(月) |
| ④ 公募締切 | 8月23日(水) 午後3時 |
| ⑤ 提案（プレゼンテーション）審査 | 8月28日(月) |
| ⑥ 契約締結予定日 | 9月上旬 |

2 応募資格

本事業に参加できる者は以下の条件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定のいずれにも該当しないこと。
- (2) 会社更正法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申し立て又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (3) 那覇市の指名停止を受けている期間中でないこと。

- (4) 役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (5) 市町村税を完納していること。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に納税が困難となり、徴収猶予の許可を受けた事業者を除く。
- (6) 参加しようとする法人及びその役員並びに個人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条及び那覇市暴力団排除条例(平成24年条例1号)第2条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと。那覇市が警察署等に照会することについて承諾できること。
- (7) 経営内容や業務実績等から本事業の業務を支障なく遂行できること。
- (8) 那覇市内に本社若しくは支店又は営業所を有する事業者等であること。

3 質問事項

様式8「質問書」に質問事項を記入し、電子メールで提出すること。件名を「令和5年度那覇市長賞選定・販売促進事業に関する質問」とすること。なお、電話での質問は受け付けない。

- ①質問期限：令和5年8月2日(水) 午後3時まで
- ②宛先：k-syou001@city.naha.lg.jp
- ③回答：令和5年8月7日(月)に、本市公式ホームページに掲載する。

4 協力連携事業者について

本事業を実施するにあたり、他に協力できる事業者と連携して業務を行うことができる。ただし、協力連携事業者は、本事業の応募者となること及び他の応募者の協力連携事業者となることは認められない。

なお、協力連携事業者は「2 応募資格」記載の(1)～(7)までの要件を満たすものとする。

5 提案書作成及び提出

(1) 提出書類

- ① 参加申請書兼誓約書(様式1)
- ② 提案提出書(様式2)
- ③ 企画提案書(様式なし。作成の際は別紙2「企画提案書作成要領」参照)
- ④ 見積書(様式3)
- ⑤ 見積明細書(様式4)
- ⑥ 協力連携事業者予定調書(様式5) ※協力連携予定事業者がいる場合のみ
- ⑦ 会社概要(様式6)
- ⑧ 業務実績調書(様式7) ※過去3年分の実績にかかる契約書の写しを添付

- ⑨ 定款 ※原本証明をすること。
 - ⑩ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）※発行から 3 か月以内のもの
 - ⑪ 直近の市町村税の完納（滞納が無いことの）を証明する書類
※税額表示あり。発行から 1 か月以内のもの
 - ⑫ セルフチェックリスト（様式 10）
- ※協力連携予定事業者においては、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪を必要とする。

(2) 形式

- ① 企画提案書は表紙を除いて 10 ページ以内とする。詳細は別紙 2 参照。
- ② 各書類は押印箇所全てに代表者印を押印した上で、①～⑫の順で A4 フラットファイルに編綴し、書類毎にタブを貼付すること。ファイル表面には、事業社名・タイトル等の記載・貼り付けは行わないこと。
- ③ 正本 1 部と、正本の PDF データ（CD、DVD-ROM 等。USB 不可）を提出すること。
- ④ カタログ等がある場合は、企画提案書とは別にバインダー等に綴じ、1 部を提出すること。提案内容を説明する重要事項は、企画提案書にその旨記述すること。
- ⑤ 押印箇所には、代表者印を押印すること。

(3) 提出期限

令和 5 年 8 月 23 日(水)午後 3 時（厳守）

(4) 提出先

〒900-8585 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所本庁舎 6 階 商工農水課
 ※受付は午前 9 時～午後 5 時(正午～午後 1 時は除く。最終日は午後 3 時まで。)
 ※閉庁日（土日、祝日）は受付不可。
 ※郵送提出は不可。

(5) 辞退届について

企画提案書の提出後に、やむを得ず辞退する場合は、提案辞退届(様式 9)を提出すること。

6 提案審査評価に関する事項

(1) 審査方法

書類審査及びプレゼンテーションの実施により選定する。応募者が多い場合は事前に一次書類審査を行い、プレゼンテーション審査の対象を絞る場合がある。企画提案点・価格点の計 100 点満点とする。

審査評価区分	審査評価方法	配点
企画提案	・ 書類審査 ・ プレゼンテーション審査	95 点
価格	見積額審査	5 点

(2) プレゼンテーション審査日時及び場所

日時：令和5年8月28日(月) ※予定

場所：那覇市役所本庁舎

※日時及び会場については応募事業者に別途通知

(3) プレゼンテーション実施内容

提案説明：15分以内

質疑応答：10分程度

(4) 審査の前提

提案見積額が事業費上限額を超えている場合や、提案履行内容に合理性がなく著しく業務仕様と離れている場合は、評価の対象外とする。

(5) 評価項目

評価項目	
1. 企画提案コンセプト	・企画提案コンセプトについて
2. 那覇市長賞候補商品の募集・審査業務	・候補商品の募集について ・候補審査会の実施及び報告について
3. 認知度向上及び販売促進業務	・市長賞及び受賞商品の認知度向上及び販売促進を図るためのイベント等の実施について
4. 追跡調査業務	・追跡調査業務について
5. 事務管理業務	・実施計画の策定について ・業務責任体制の明確化等について
6. 実績	・実績及び優位的事項について
7. 独自提案	・事業効果を高めるための独自の提案について

(6) 審査結果の通知

本市の審査委員会の選定結果を受け、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定後、全提案事業者あてに通知する。また、本市ホームページにて優先交渉権者の名称を掲載する。

(7) その他

① プレゼンテーションの順番については、企画提案書を受け付けた順とする。

- ② プレゼンテーションは、提出された提案書に基づき補足して行うもので、当日の内容の変更及び追加資料配布は認めない。
- ③ プロジェクタ、スクリーンを用いる場合は事務局で用意するが、P C等その他プレゼンテーションに必要となる物は提案者にて持参すること。
- ④ 市役所本庁舎駐車場を利用する際は、提案者にて料金を負担すること。

7 受託事業者の決定及び契約

(1) 企画提案の確定について

- ① 優先交渉権者選定後、当市は、契約締結に向けて優先交渉権者と協議を行うが、優先交渉権者の選定をもって優先交渉権者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものではない。
- ② 協議に置いて、必要な範囲内において企画提案書の項目の追加、変更及び削除（以下「追加等」という。）を行った上で、本契約の仕様に反映させることができる。ただし、追加等を行う場合は、審査結果に影響を与えない範囲で行う。

(2) 協議の成立

- ① 優先交渉権者との協議が成立した場合は、契約の締結を進める。
- ② 優先交渉権者との協議が成立しない場合は、次点者と順次、協議を開始する。
- ③ 協議が成立したものを以下「受託候補者」という。

(3) 見積書の徴取について

- ① 契約時は、受託候補者から協議後の企画提案に係る費用の見積書を改めて徴取する。
- ② 見積金額は、原則として企画提案時に提出した見積上限額を超えないこととする。ただし、協議時に企画提案書の項目に追加等があった場合はこの限りではない。

(4) 契約期間（履行期間）

契約締結日から令和6年2月29日（木）まで

(5) 契約締結にあたっての主な留意事項

- ① 本事業は、沖縄振興特別推進市町村交付金事業となることから、受託経費の使途については、その根拠となる証憑を整理し、本事業の終了日の属する年度の翌年度から5年間保存すること。
- ② 本事業の再委託については、発注者の承認を要件とする。

8 提案の無効に関する事項

次の項目に一つでも該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 提案に参加する資格がない者が提案したとき。
- (2) 一つの事業者が複数申請したとき。

- (3) 書類等に虚偽の記載がある提案。
- (4) 所定の日時及び場所に提案書等を提出しないとき。
- (5) 誤字または脱字等により意思表示が不明確な提案。
- (6) その他、本事業に関する条件に違反したとき。

9 その他

- (1) 提案に使用する言語は日本語表記とする。
- (2) 企画提案書に関連する事項については後日、ヒアリングを行うことがある。
- (3) 本事業の提案に係る経費は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された全資料の所有権は本市にあるものとし、提出された資料の返却はしない。
- (5) 提出された企画提案書の著作権は応募者に属する。本市が提案者に無断で他の目的に使用することはない。
- (6) 受託事業者選定に関する審査評価内容及び経過等については公表しない。

10 問い合わせ先

那覇市役所 経済観光部 商工農水課（本庁 6 階）

TEL:098-951-3212 FAX:098-951-3213

E-Mail: k-syou001@city.naha.lg.jp 担当：幸地